

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務公募型見積競争実施要領

（目的）

第1条 この要領は、成田市（以下「本市」という。）が発注する産業廃棄物収集運搬・処分委託業務（以下「本業務」という。）の調達について、公募型見積競争による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象業務）

第2条 対象業務は、産業廃棄物収集運搬・処分委託業務公募型見積競争募集要項（以下「募集要項」という。）及び産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書に記載するとおりとする。

（共同見積方式採用の合理性・基本方針）

第3条 本業務は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の一体的な連携が不可欠であることから、適正な運搬経路及び処分経路に基づく積算を可能とするとともに、競争性及び公正性を確保した調達手続として、公募型見積競争における共同見積方式を採用する。

（共同見積の構成）

第4条 共同見積に参加しようとする者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者（以下「収集運搬業者」という。）及び産業廃棄物処分業の許可を有する事業者（以下「処分業者」という。）により構成し、共同して見積書を提出することができる。

2 共同見積の構成にあたっては、特定の事業者を不当に優遇し、又は排除してはならず、有資格事業者間において自由に組み合わせを形成できるものとする。

（参加資格等）

第5条 見積に参加する事業者（以下「事業者」という。）は、募集要項「2 参加資格及び条件」に記載する要件を満たす者とする。

（見積書の提出及び記載事項）

第6条 見積書は、募集要項「3 日程」で指定する期日までに提出しなければならない。

2 見積書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 収集運搬費の単価（1施設1回当たり）及び総額（税抜）
 - (2) 処分費の処分項目毎の単価（1kg当たり）及び総額（税抜）
 - (3) 収集運搬業者及び処分業者の名称、所在地、代表者職氏名及び押印
- 3 見積書の様式及び添付書類は、本市が別に定める。

(契約の締結形態)

第 7 条 共同見積により受託候補者を選定した場合であっても、本市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項の規定に基づき、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ個別に契約を締結するものとし、一括契約又は再委託を認める契約は行わない。

2 前項の契約は、「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」としてそれぞれ別に締結する。

(関係法令等の遵守及び誓約書)

第 8 条 事業者は、募集要項「2 参加資格及び条件」に記載のとおり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することとし、本市が別に定める誓約書を本市に提出しなければならない。

(不当介入等への対応)

第 9 条 事業者は、本業務への参加に当たり不当な介入又は談合の誘い等を受けた場合は、直ちに本市に報告するとともに、警察へ通報しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、本業務に係る公募型見積競争の実施について必要な事項は、本市が別に定める。